

平成28年度

事業計画書及び予算書

平成28年3月

SOFTIC

一般財団法人ソフトウェア情報センター

平成28年度事業計画

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

本財団は、ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究、ソフトウェア・プロダクトに関する普及啓発及び調査研究、ソフトウェア紛争のADR機関業務、ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集、プログラムの著作物に係る登録事務及び半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務を行うことにより、情報化のための基盤整備を促進し、高度情報化社会の健全な発展を図り、もって我が国の産業、経済及び文化の発展に寄与することを目的として、幅広く活動してきた。

平成27年度において、TPP協定において締約国に著作権法制度整備が求められ、文化審議会著作権分科会において、①著作物等の保護期間の延長、②著作権等侵害罪の一部非親告罪化、③著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備、④「法定の損害賠償」又は「追加的損害賠償」に係る制度整備等について検討されているところである。

本財団としてはインターネットをはじめ最新のITを利用したIoT等の新たな情報処理環境やクラウドビジネス環境に対応したソフトウェア等の知的財産の戦略的活用に係る法的課題や問題点、また、オープンソースソフトウェア（OSS）の活用頻度が高くなっておりOSSライセンス問題が複雑化している事等からその対応等について、本財団内に設置の委員会等で検討していく予定である。

また、ソフトウェア等の情報財及び民法改正等による今後益々多様化する情報サービスの取引に係る契約問題等について法的検討を実施すると共に、実際のソフトウェア紛争に関するADRサービスを提供する等、従来にも増してソフトウェア等情報財の法的保護問題（著作権、産業財産権、契約等）、流通・利用促進に関わる情報発信基地としての役割を果たしていきたいと考えている。

平成28年度は、このような本財団の置かれている状況を踏まえ、以下の事業を実施する。

1. ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究及び情報提供

ソフトウェア等の開発及び利活用を促進するために、その特質や関連する技術の動向を踏まえた権利保護のあり方について調査研究を行い、課題の分析や方策の提言等を行う。また、ソフトウェア等の権利保護に関して多様な方法で情報提供を行う。

(1) ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究

IT 社会における企業活動、企業戦略の中で経営資源としての重要性が増大しているソフトウェア等に関する知的財産権の戦略的活用について、法曹専門家、学識経験者及び産業界の専門家から構成する委員会の設置等によって、産業界のニーズにより着実にこたえられるようにすべく、ビジネスを展開する上で検討すべき法制度上の課題について調査研究を行い、あるべき方向性の提言を行う。

①ソフトウェア等に関する知的財産権侵害問題に関する調査研究

クラウドコンピューティング、クラウドサービス等を提供するにあたって法的リスクが懸念されている特許及び著作権の問題について、企業間の情報交換や共有にとどまらず政策論も含め、直接侵害、間接侵害等に関する判例又は仮想事例等を検討材料とし、研究者、弁護士及び企業の知財もしくは法務部門のメンバーにより検討を行うと共に、その成果の普及を図る。

②IoT 時代における OSS の利用と法的リスク等に関する調査研究

オープンソースソフトウェア（以下「OSS」）の利用は、システム開発のみならず、クラウドコンピューティングやビッグデータ分野においても必要不可欠になりつつある一方で、GPL のように OSS 利用後のソースコードの公開等を義務付けるライセンス条件や、OSS 利用に伴う脆弱性に関する法的責任の問題等、法的リスクとして整理しておくべき問題がある。これらについて、より実務に即した解説書の作成を目指した検討を行う。

③ソフトウェア関連技術の特許保護に関する調査研究

インターネットの普及に伴い、コンテンツ配信、電子商取引・決済等をはじめとするインターネットを介した各種ビジネスが注目されており、このようなビジネスに関連する技術に対しても特許が付与されている。これらの特許の多くは、ネットワークを介したサービス提供型のもので、その技術構成においては複数の主体が関与する形態の技術も少なくない。このような場合に、どのような場合にどのような範囲の権利行使が可能であるのか国際的な検討課題となりつつある。そのようなクラウドに関連するようなソフトウェア関連特許を中心に、その権利行使の問題について内外の判例等の分析を行い、企業の知的財産の戦略的活用の方策等について調査研究を行う。

④新規ビジネスに関する著作権勉強会

クラウドビジネス等は、新しいビジネス分野の創設にとどまらず従来のビジネス方法や構造にも変容を迫っており、著作権の分野においても、新しい事象への直接対応の他にビジネスを前提とした制度の適合が求められている。このような状況から多種多様な業種による横断的な著作権問題について、権利者と利用者の各立場を勘案した検討を行い各社の著作権の戦略的活用の方策等に寄与するような研究を行う。

(2) ソフトウェア等の権利保護に関する情報提供

①ソフトウェア等の権利保護問題に関するニューズレター「SLN (SOFTIC Law News)」の発行

ソフトウェア等の権利保護問題に関して注目される裁判事例について、研究者、弁護士等の専門家による判例評釈を、年間7本を目処に発行する。

②ソフトウェア等の知的財産権に関する研修

ソフトウェアはビジネスから一般の生活まで広く深く浸透し、今や社会生活の基盤ともなっており、ソフトウェアを巡る法的問題は益々その重要性を増している。とりわけソフトウェア等の取引実務に携わる者にとっては、ソフトウェア等に関する知的財産制度の理解が必須の要件であるといえる。

このようなニーズに対応すべく、知的財産権及び契約等の分野の第一線で活躍する弁護士、研究者、実務家を講師に迎え、受講者の希望するレベルに合わせたカリキュラムを用意し、知的財産権の知識習得のための研修を行う。

③知的財産権に関するゼミ形式の研究会の開催

主にソフトウェア等の知的財産関連の実務に携わる若手の企業法務部員及び弁護士を対象に、知的財産関連の知識習得と向上、また情報交換のための場を提供することとし、ゼミ形式による判例研究の機会を設け、より密度の高い議論の場を提供する。指導にはこの分野の第一線で活躍する企業法務担当者及び弁護士が当たる。

④セミナーの開催

ソフトウェア、コンテンツ等に関する著作権、特許及び独禁法等の知的財産権問題や契約問題、ネットワークを介したビジネス上の諸問題等、適宜のテーマを取り上げ、当該分野における専門家および実務担当者それぞれに向け各種セミナーを開催する。

2. ソフトウェアプロダクトに関する普及啓発及び調査研究

ソフトウェアプロダクトの流通市場の拡大発展を図るために、利用者及び提供者の双方の立場に立った普及啓発及び調査研究を実施する。

○ソフトウェア・エスクロウ・サービス

ソフトウェア・エスクロウ制度は、ソフトウェア提供者（ライセンサー）の倒産、天災等により、提供を受ける者（ライセンシー）がソフトウェアの継続的使用が困難となるような事態に備えて、ライセンサー及びライセンシーが第三者（エスクロウ・エージェント）にソース・コード等の関連資料を預託しておくことによりライセンシーの保護を図ろうとする制度である。

この制度は、既に欧米では一般的なものとなっていたが、わが国では当財団の活動により徐々に浸透し始め、ここ数年の成約件数は漸増している。

ソフトウェアプロダクトの流通を促進する一助として、本エスクロウ・エージェント業務を継続して実施し、ライセンシー保護のための実務的方策としてのサービス提供に努める。

3. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

コンピュータソフトウェア関連発明やビジネス方法の発明が、特許の対象となり、これらの分野における非特許文献の先行技術調査を行うため、特許庁ではコンピュータソフトウェアデータベース（CSDB）を構築している。

当財団は、平成9年度から上記データベースに蓄積する文献の収集、文献調査、電子化データの作成等の事業を実施している。

具体的には、コンピュータソフトウェア、ビジネス方法、ゲーム関連分野におけるマニュアル、単行本、学術論文、雑誌、企業技報等を収集し、これら文献について、CSタームの付与、フリーワードの抽出、抄録の作成等の文献調査を行い、一次文献のイメージデータ及びOCRによるコードデータを作成し、文献調査の結果を加えた電子化情報を作成するものである。

本事業においては、これまでに約13万3千冊の文献を収集し、約83万8千件の電子データを作成してきたところであるが、平成28年度は、5,480冊の文献を収集し、39,790件の電子化情報を作成する予定である。

4. プログラムの著作物に関する登録事務及び情報提供

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づきプログラムの著作物の登録事務を実施する。さらに、登録された情報に関する官報公示、検索サービス等の情報提供を行うと共に、登録制度普及のための説明会を行う。

5. 半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務及び情報提供

「半導体集積回路の回路配置に関する法律」に基づき、登録機関として、半導体集積回路の回路配置に関する設定登録等事務及び設定登録の公示情報等の提供を行う。

6. ソフトウェア等に関する紛争に係る仲裁及び和解の仲介

当センターの ADR 利用の PR に努めると共に、ソフトウェア等の取引に詳しい弁護士又は関連する技術について知見をもつ弁理士、技術者等の専門家からなる「仲裁人、中立評価人、判定人及び和解あっせん人候補者名簿」の更なる拡充に努める。

平成28年度予算書(正味財産増減計算ベース)

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

単位:千円

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	369	243	126
② 特定資産運用益	12	50	△ 38
③ 事業収益	574,834	606,067	△ 31,233
④ 受取会費	22,650	24,150	△ 1,500
⑤ 雑収益	676	781	△ 105
経常収益計	598,541	631,291	△ 32,750
(2) 経常費用			
事業費	586,693	613,626	△ 26,933
管理費	16,256	17,282	△ 1,026
経常費用計	602,949	630,908	△ 27,959
当期経常増減額	△ 4,408	383	△ 4,791
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,408	383	△ 4,791
一般正味財産期首残高	205,288	186,359	18,929
一般正味財産期末残高	200,880	186,742	14,138
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	154,985	154,956	29
指定正味財産期末残高	154,985	154,956	29
III 正味財産期末残高	355,865	341,698	14,167